

日本洋書協会定款

第1章 総則

- 第1条 本会は日本洋書協会と称し、英文表記は **Japan Association of International Publications** (略称 **JAIP**) とする。
- 第2条 本会は外国語による出版物・学術情報の輸出入、販売または出版を行う者、もしくはこれに関連する事業を行う者で、本会の趣旨に賛同する者で組織する。
- 第3条 本会は事務所を東京都におく。
- 第4条 本会は必要に応じ別途定める支部設置規定に則り、地方に支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

- 第5条 本会はわが国文化の向上に寄与すべき本来の使命に基づき、出版物・学術情報の輸入の促進および普及を図ると共に、会員相互の研鑽と親睦を深めることを目的とする。
- 第6条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 外国語による出版物・学術情報の普及に関する事項
 2. 外国語による出版物・学術情報の調査、研究、情報収集、宣伝その他海外文化の紹介に関する事項
 3. 会報および **DIRECTORY** の発行
 4. 関係諸機関の諮問に対する報告・答申に関する事項
 5. 関係諸機関との連絡、協調に必要な事項
 6. 知的財産所有権(=著作権)に関する事項
 7. その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員、入会、休会および退会

- 第7条 本会は外国語による出版物・学術情報の輸出入、販売または出版を1年以上継続して営んでいる者を正会員とする。
- 第8条 本会は正会員の他に賛助会員をおくことができる。(以下、この両者を合わせて「会員」という。) 賛助会員は、総会における議決権を有しない。
- 第9条 本会に入会しようとする者は所定の申込書に必要事項を記入し、正会員への入会は正会員2社の、賛助会員への入会は正会員1社を含む会員2社の推薦を付して本会へ申し込むものとする。
- 第10条 入会申込書を受理したときは理事会でその可否を決定する。
- 第11条 法人等団体たる会員は、本会に対してその権利を行使する1人の者(以下、「会員代表者」という。)を定め、理事長に届けなければならない。
②会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を理事長に提出しなければならない。
- 第12条 会員は別に定める入会金および会費を納めなければならない。納入した入会金および会費は理由の如何にかかわらず返還しない。
- 第13条 会員で休会しようとする者は理由を付して休会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。休会は1年とし、1年の延長を認める。この間会費の支払い、総会議決権、役員選挙権・被選挙権は休止される。
- 第14条 会員で退会しようとする者は理由を付して退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 第 15 条 会員は次の理由によって会員資格を失い退会する。
1. 退会届を提出し理事会の承認を得たとき
 2. 第 2 条に定める事業を停止したとき
 3. 死亡し、または失踪宣告を受けたとき、または法人等団体の解散
 4. 事業を譲渡したのち継承者の届出がないとき
 5. 会費を 6 ヶ月以上滞納し理事会において退会と認めたとき
 6. 破産、禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき
 7. 第 16 条により除名されたとき
- 第 16 条 会員が次の各号の 1 に該当するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の決議を得て、除名することができる。
1. 本会の規約または総会もしくは理事会の決議に違反したとき
 2. 本会の業務を妨げる行為があったとき
 3. 犯罪その他本会の信用を失墜する行為があったとき
- ②前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第 17 条 本会を退会した者は本会の財産に対する分配・既納金の返還を請求できない。

第 4 章 役員および職員

- 第 18 条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1 名
理事：理事の定数は改選時の 4 月 1 日現在の正会員数を 10 で除した正数（選挙時定数）と推薦理事 1 名とする。
監事 2 名
- 第 19 条 理事および監事は別に定める役員選出規定により正会員（法人等団体会員の場合は、第 11 条の会員代表者とする）のうちから選任する。
- 第 20 条 会長は会員のなかから理事会が推薦し、総会の承認を得る。会長は本会を対外的に代表する。
②理事は互選により理事長 1 名および副理事長 1 名を選任する。
- 第 21 条 理事長は本会を組織的に代表し、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。理事長に事故のあるときは副理事長がその職務を代行する。
- 第 22 条 理事は理事会を組織し、本規約に定めるところに従い、本会の運営に必要な事項を決議し、執行する。
- 第 23 条 監事は本会の会計を監査する。
②理事および監事は、相互に兼ねることはできない。
- 第 24 条 会長および理事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、理事および監事の任期は 4 年をもって限度とする。
②補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
③役員は任期満了後も次期役員が就任するまでは引続きその職務を行う。
④役員個人、あるいは法人等団体会員が第 15 条の理由により会員資格を失ったときは、当該役員は直ちに役員を辞任するものとする。
- 第 25 条 本会は名誉会長および顧問をおくことができる。名誉会長および顧問は理事会の決議により理事長が委嘱する。
- 第 26 条 役員は無給とする。
- 第 27 条 本会の業務を行うため事務局長 1 名、事務局職員若干名をおくことができる。事務局長は理事会に出席し発言することができる。ただし議決権を有しない。
- 第 28 条 前条の事務局長および事務局職員に係る規定は別に定める。

第5章 会 議

- 第29条 会議は定時総会、臨時総会、理事会、委員会、委員長会議、懇談会とする。
- 第30条 定時総会は毎年5月に理事長が招集する。臨時総会は理事会において必要と認めるとき、または正会員総数の5分の1以上の請求があった場合に理事長が招集する。
- 第31条 総会および理事会は構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし所定の委任状を議長に提出した場合は出席とみなす。
- 第32条 総会の議長は理事長が行う。
- 第33条 定時総会においては前年度の事業報告および収支決算、当該年度の事業計画および収支予算ならびに財産目録の承認、役員を選出、理事会の提案事項その他本規約に規定した事項の協議決定を行う。
- 第34条 総会および理事会の決議は出席者の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第35条 総会の議事は、原則として予め通知した事項以外に亘ることはできない。正会員で議案提出の希望がある場合は、原則として総会1ヵ月前までに理事長宛にその議案を提出しなければならない。
- 第36条 総会において議決または承認された議事の内容は、これを会報等により会員に通知しなければならない。
- 第37条 理事会は必要に応じ理事長が召集して開催し、本会運営の方針および重要事項を決定する。
- 第38条 理事会の記録は議長が作成し、出席理事の署名捺印の上事務局に保存する。
- 第39条 委員会は本会の事業遂行上必要な事項につき、調査研究して理事会の諮問に応じ、または業務を分担して実行する。委員会の設置は理事会が決定し、委員長は理事会において選任し理事長が委嘱する。
- 第40条 委員長会議は毎月1回以上開催し、委員会運営の方針、および重要事項を討議し、理事会に報告する。
- 第41条 懇談会は必要に応じて開催し、会員相互の意見交換を行う。

第6章 会 計

- 第42条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第43条 本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。
1. 会費、臨時会費および入会金
 2. その他の収入

第7章 規約の変更および解散

- 第44条 本規約は総会において出席正会員の過半数の同意を得なければ変更することはできない。
- 第45条 本会は総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得なければ解散することはできない。
- 第46条 前条により解散したときは残余財産は解散当時の正会員に分配するものとする。ただし、本会財産を持って債務の完済に不足を生じた場合は正会員の負担とする。

第8章 付 則

- 第47条 本規約は2008年5月の定時総会における議決を経て直ちに施行する。